

2021年5月16日

「緊急事態宣言」に伴う定期券・普通回数券の取扱いについて

(払戻お申し出日に関する特例)

新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言に伴い、お手持ちの定期券・普通回数券の券面区間に緊急事態措置の対象府県に所在する駅が含まれている場合で、使用を取りやめるお客様に対しましては、以下のとおり取り扱いたします。

1 定期乗車券

次の3項目すべてに該当する場合は、特例によりそのお申し出日に関わらず、緊急事態措置開始日の前日以降の最終ご使用日に払い戻しを申し出られたものとし、井原鉄道旅客営業規則に定める払い戻し方法により、払い戻し手数料(220円)を差し引いた額を払い戻しいたします。

- ①緊急事態宣言に伴い、移動自粛等を理由とする払い戻し
- ②券面表示区間に緊急事態措置の対象府県に所在する駅が含まれること
- ③該当する対象地域の緊急事態措置期間の全部または一部を有効期間に含むこと

2 回数乗車券

次の2項目すべてに該当する場合は、有効期間経過後であっても特例により有効期間内に払い戻しの申し出があったものとして、井原鉄道旅客営業規則に定める払い戻し方法により、払い戻し手数料(220円)を差し引いた額を払い戻しいたします。

- ①券面表示区間に緊急事態措置の対象県に所在する駅が含まれていること
- ②該当する対象地域の緊急事態措置期間の全部または一部を有効期間に含むこと

* 場合によっては払い戻しがない場合もあります。計算方法等の詳細につきましては駅窓口へお問い合わせください。

井原鉄道株式会社

2021年5月16日

「新型コロナウイルス」感染拡大に伴う普通乗車券の取扱いについて

(払戻に関する特例)

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、不要不急の外出・移動自粛要請を受けてご旅行を取りやめるお客様に対しましては、無手数料により乗車券類の取り扱いをいたします。

1 無手数料払い戻しの条件(以下のすべてにあてはまる場合)

- ①「新型コロナウイルス」感染拡大防止に伴う移動自粛等を理由とする払い戻し
- ②該当する対象地域の緊急事態措置期間を有効期間に含むきっぷ
- ③使用開始前

2 対象となるきっぷ

- ・普通乗車券
- ・企画乗車券(スーパーホリデーパス、岡山ローカル3線おでかけ切符)

無手数料払い戻しの条件を満たすきっぷであって、緊急事態措置期間を有効期間に含むものについては、実際の払い戻し申し出日に関わらず、有効期間内にお申し出いただいたものとして、緊急事態措置期間終了の翌日から1年以内まで払い戻しの取り扱いを行います。

井原鉄道株式会社